

令和6年度 新発田市立外ヶ輪小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。

加えて、いじめ防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条定義より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

（令和元年度 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめ類似行為」とは、県条例第2条2項で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

（令和3年7月改定 新潟県・新潟県教育委員会「新潟県いじめ防止基本方針」）

(3) 基本認識

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。」という基本認識に立ち、学校、家庭、地域が一体となった体制で、日常的、継続的に未然防止、早期発見、即時対応に取り組む事が重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。いじめは、複雑・多様な要素が絡み合って発生していることが多くあり、一人の教員の対応では無理や限界があるという認識に立ち、いわゆる、お母さん先生、お父さん先生、お兄さん先生、お姉さん先生などそれぞれの個性や役割を生かした複数の教員による多面的なかかわりで対応する。校内委員会での話し合い等、情報交換を密にするとともに、とりわけ、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべ

ての教職員が日々実践することが求められる。

2 いじめ防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

- ① 児童一人一人の理解を深め、「縦割り班活動」や「ふれあいタイム」「かかわり合う授業づくり」等かかわり合いを大切にした指導で、思いやりや自己有用感を育て自己実現の援助に努める。自己決定の場を設け、常に応援者であり続ける。
- ② 教師、児童間の信頼関係の醸成と児童理解に努める。そのため教育相談を重視し、安心して毎日の生活が送れるように、援助、指導に努める。
- ③ 人権教育、同和教育の視点から、いじめを「許さない」「見過ごさない」「いじめる側が悪い」という基本的な意識を育成する。
- ④ 「いじめ見逃しゼロ県民運動」「いじめ見逃しゼロスクール運動」に積極的に取り組み、子ども同士の絆づくりや、地域住民等との連携によるいじめ防止活動を実施する。

(2) いじめの早期発見

- ① 「みんなの学校生活アンケート」「児童、保護者アンケート」の実施とその結果に基づいた担任と児童との教育相談、個別面談の実施
- ② 学校だより、生活指導だより、学年・学級だより等を通して、ネットいじめを含めたいじめの状況や、児童の学校での様子等の情報を保護者に発信し、家庭への啓発と連携を深め、児童が発するサインを感じ取る目を家庭と共に養う。
- ③ 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、職員間で連携し、些細な子どもの変化を取り上げ、全校体制で当該児童を見守る。
- ④ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い児童に安心感をもたらせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には悩み等を聞き、生徒指導部や家庭と連携し問題の早期解決を図る。

(3) いじめの対処

- ① 個々の児童への対応については、当該児童の性格や家庭環境、生育歴等を考慮し、新発田市SSW、専門機関等とも連携を図りながら適切と思われる集団や方法で速やかに行う。
(支援教育相談委員会の活用、学年部会、いじめ防止対策委員会での情報交換)
- ② いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、当校の「いじめ初期対応の流れ」に従って、校長以下全ての職員で役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

1 すみやかに概要を教頭（不在の場合校長）に報告

教頭は校長に報告、指示を受ける。 一次判断

※休日前に起こった事例は、翌登校日を待たずに、校長の指導のもと、迅速に対応を行う。

2 いじめ防止対策委員会の招集（校長）

(1) メンバー 校長 教頭 生活指導主任（副） 担任 該当学年主任
特別支援コーディネーター 養護教諭

(2) 対応

- ・概要の報告（担任 発見者）
- ・「いじめは理由を問わず他の人権を侵す非人間的行為である」という基本的認識に立ち、校長を中心に全職員が一致協力して解決に当たる。
- ・事実確認のための役割分担を決定する。

3 事実の確認

- ・学級担任プラス学年主任または生活指導主任等複数で行う。

- ・その日の内に行う。自習体制が必要な場合は、教頭、空き時間職員が対応する。

(1) 児童に対して

- ・「だれが、いつ、どこで、だれと、なぜ、どのようにして」いじめたのかを確認し記録する。(担任 聞き取り者)
- ・事実確認で矛盾点があった場合はさらに詳しく聞く。
- ・事実確認に基づき「いじめ」の構造図を教頭が作成し、担任(発見者)が確認する。

(2) 保護者に対して

- ・本人と保護者の了解を得て早期に家庭訪問(担任 学年主任)を行う。
- ・「だれが、いつ、どこで、だれと、なぜ、どのように」いじめたかを確認、記録する。
- ・本人の様子の変化や被害の程度など、保護者が把握していた事実を確認、記録する。
- ・いじめた側の児童の、生育歴や家庭状況などの背景を探る。

4 全職員に事実関係を知らせ、学校としての意志統一を図る。

※ 事実判明後の対応状況についても適宜、職員に情報を提供、対応していく。

(外ヶ輪小学校いじめに関する危機管理マニュアルより抜粋)

③ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

④ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー及び学校派遣カウンセラーや養護教諭、保護者と連携を取りながら、指導を行っていく。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をさらに密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

③ いじめの未然防止、早期発見に向け、人権教育、同和教育の授業公開を行い、保護者の人権感覚を高める。また、学年・学級懇談会の場でいじめについて話し合いの場を設定するなど学校と保護者とが同じ「いじめは絶対に許さない。」という共通の認識で指導を行う。

(5) ネットいじめ防止に向けた取組

① ネットに対する正しい知識やマナー、ネットトラブル防止について情報教育に位置付けて指導を行う。

② 保健指導と連携し、アウトメディアについて年間を通して保護者と連携して指導を行う。

(6) いじめ防止に向けた取組の評価(いつ、どの内容を評価するのか)

・P D C Aサイクルでこれまでの「学校評価」を生かす。

3 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導部

毎週の職員終会で、問題行動を起こした児童や配慮を要する児童の現状や指導について、全職員での情報共有を行う。また、必要に応じ事例対応委員会を設定し、対応について話し合い、共通理解のもとで、指導に当たる。どちらも、生活指導主任が進行する。

分担して対応する必要がある事案等に対しては、生徒指導部が、即時に対応する。

② 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導主任(副)、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、学年主任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会をSCやSSW等の外部専門家を加えて開催する。

③ 家庭や地域、関係機関と連携した組織

いじめ発生の背景に応じて、市教育委員会はもとより地区民生児童委員、市子ども課、市SSWとも連携し、家庭と協力しながら児童の安全確保、再発防止に取り組む。

(2) 組織の具体的な役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係わる情報があったときにはいじめ防止対策委員会を開いて、次のような対応を迅速かつ組織的に実施するための中核としての役割

4 重大事態に係わる対応について

(1) 重大事態について

「重大事態」とは、次に掲げる事態のことを言う。
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法 第28条より)

※ 一：重大な被害とは

- ①生命被害…児童が自殺を意図した場合
- ②身体被害…児童が身体に重大な障害を負った場合
- ③財産被害…児童の金品に重大な損害を被った場合
- ④精神被害…児童が精神性の疾患を発症した場合

に分類できる。

二：「相当の期間」の意義については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

重大な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭及び生徒指導主任に報告する。教頭は校長に報告し、いじめ防止対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。

① 重大事態の報告

重大事態発生 学校→市教育委員会→新発田市長
*学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり

- ・「不登校重大事態」について、欠席30日になる前に一定期間連續して欠席した場合、何らかの形で児童生徒又は保護者からいじめられているという申し立てがあった場合、教頭（不在の場合は校長）に直ちに報告する。
- ・教頭は、市教育委員会に報告する。

② 調査の主体について

ア 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）

イ 市教育委員会が主体となって行う場合

*学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障をきたす場合

③ 調査を行う組織

- ・重大事態にかかる調査を行うために速やかにいじめ防止対策委員会を設ける。
- ・学校における「いじめ防止対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。
(例：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等)

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う。
- 「事実を明確にする」ために
 - ・いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」「学校・教職員がどのように対応したか」を明確にする。
- いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童生徒、在籍児童生徒、教職員からの質問紙調査、聴き取り調査などを十分に行う。
 - ・いじめられた児童生徒、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
 - ・いじめられた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。
- いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合
 - ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

⑤ 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

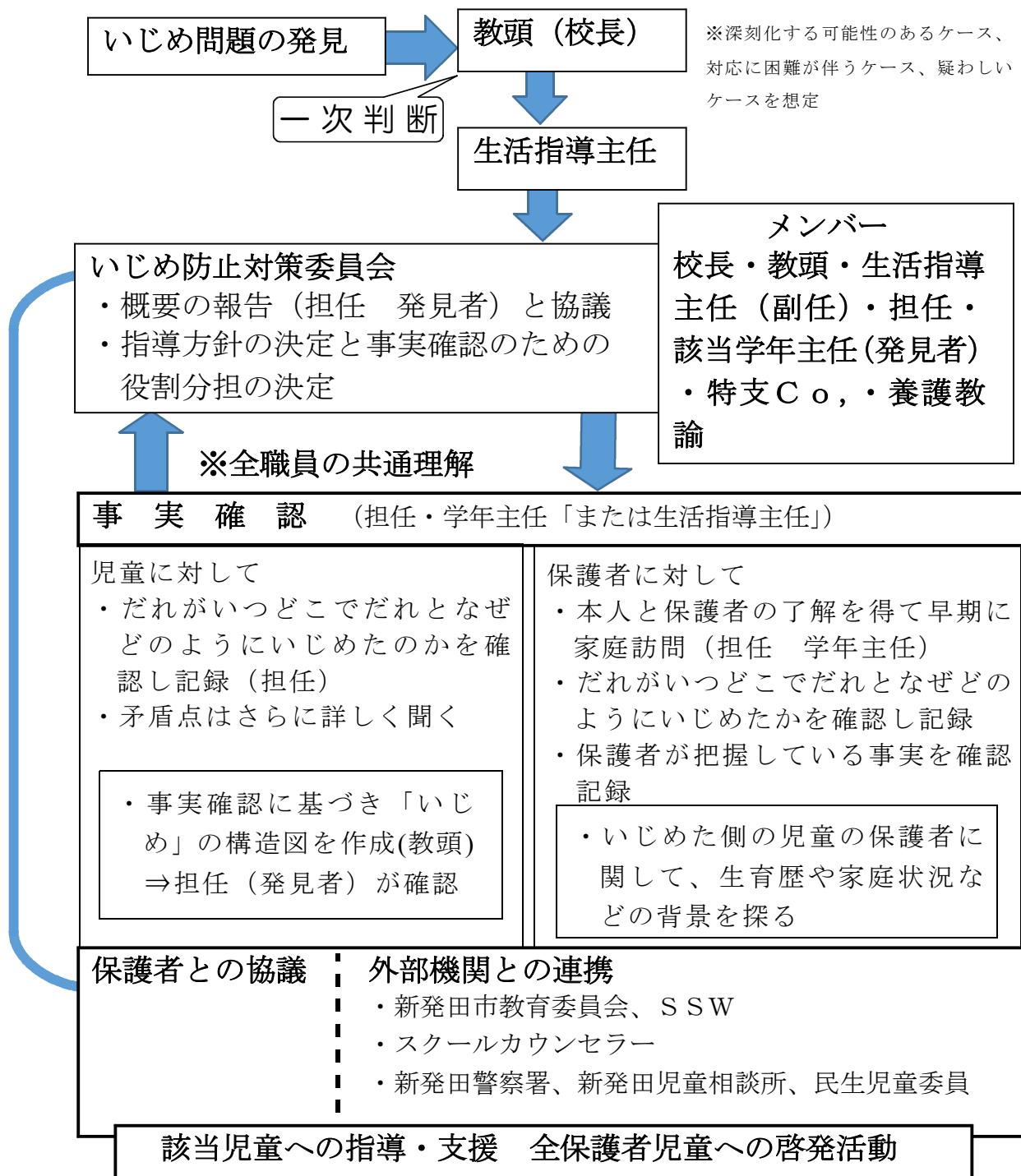
エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

⑥ 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に送付する。

対応（発見から報告・連絡・相談）の流れ



「みんなの学校生活アンケート」実施の流れ

